

# 令和7年青森県東方沖を震源とする地震にかかる 被保険者等に対する一部負担金等の取扱いについて

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被災された被保険者とそのご家族ならびに関係者の皆様方には心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、このたびの災害による災害救助法適用地域における罹災世帯（住家の全半壊、主たる生計維持者の負傷・行方不明等）の被保険者および被扶養者に対し、医療機関における一部負担金等の免除を行います。

一部負担金等の免除を受けるには、マイナ保険証または資格確認書等（以下「マイナ保険証等」という。）にあわせて当組合が交付する健康保険一部負担金等免除証明書の提示が保険医療機関の窓口において必要となります。

事業所所属被保険者等で、該当される方は別紙「健康保険一部負担金等免除申請書」に必要書類（罹災証明書の写し等）を添付のうえ、当組合まで申請してください。

## 【災害救助法適用地域】

災害救助法適用市区町村については、下記アドレスからご確認ください。

内閣府 防災情報のページ 災害救助法の適用状況

([http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html) )

## 【適用期間】

各地域における法適用日から。

※なお、申請手続き及び期間等の詳細につきましては、所属の下記本支部までお問い合わせください。（大阪本部所属の方は「給付課」までお問い合わせください。）

## 【医療機関での受診について】

被災してマイナ保険証等がない場合でも、医療機関等の窓口で次の事項を申告すれば、健康保険で受診できることになります。

① 氏名 ②生年月日 ③連絡先（電話番号等） ④所属する事業所の名称

## 【資格確認書の交付等について】

当組合では、マイナ保険証等を紛失・滅失した場合には資格確認書の交付または再交付を行っています。できるだけ速やかに交付申請等の手続きを行ってください。

なお、この手続きは通常事業主を経由して行っていますが、それが困難な場合は、所属の下記本支部までご連絡ください。（大阪本部所属の方は「適用課」までお問い合わせください。）

任意継続被保険者は、直接、所属の各本支部に申請書をご提出ください。

（大阪本部所属の方は「適用課」までご提出ください。）

## 【保険料の納付期限の延長または納付の猶予について】

今回の災害により被災された任意継続被保険者の方について、その被災状況に鑑み、保険料の納付期限の延長または納付の猶予を行うことができます。詳しくは所属の下記本支部までお問い合わせください。（大阪本部所属の方は「適用課」までお問い合わせください。）

<お問い合わせ先>

|          |                  |
|----------|------------------|
| 大阪本部 納付課 | TEL 06-6941-5006 |
| 適用課      | TEL 06-6941-5004 |
| 神戸支部 業務課 | TEL 078-221-6100 |
| 京都支部 業務課 | TEL 075-801-2905 |